

## 斯道文庫資料利用規則

### (目的)

第1条 本規則は、斯道文庫の所管する資料を外部者が利用する際の必要事項を定める。

### (開室日)

第2条 斯道文庫は次の各号に掲げる日を除き開室する。

1. 土・日曜日、祝日
2. 1月10日(福澤先生誕生日)
3. 4月23日(開校記念日)
4. 休業期間(8月の1週間程度および年末年始)
5. 入学試験期間(2月中の半月程度)

上記の他、やむを得ない事情により臨時に閉室ないし開室する場合がある。開室日についてはウェブサイト等で告知する。

### (開室時間)

第3条 開室時間は下記の通りとする。

平日 9:30～16:30(11:30～12:30は昼休みのため閉室)

ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

### (利用者及び手続き)

第4条 斯道文庫を利用できるのは、原則として大学院生以上の専門研究者とする。ただし、文庫長が特に必要と認めるときは、この限りではない。利用に際しては所定の手続きを必要とする。手続きについては細則(斯道文庫資料閲覧細則)に別途定める。

### (サービス範囲)

第5条 斯道文庫は所管する資料に関して次の各号に掲げるサービスを提供する。

1. 資料の閲覧 ※マイクロフィルム・デジタル画像等の原本代替資料を含む。
2. レファレンス
3. 資料の複写・撮影
4. その他

### (特別利用)

第6条 学芸員・司書等の専門取扱者のいる美術館・博物館等の機関のうち、申請内容に基づいて文庫長が適当と認めるものには、文庫外で資料を特別に利用し、展示や撮影等を行うことができる。特別利用の申請手続き等は細則(斯道文庫資料貸出細則)に別途定める。

### (複写手続き)

第7条 利用者は斯道文庫所管の資料の複写を希望する場合は、所定の「文献複写許可申請書」を文庫長宛に提出して許可を得なくてはならない。貴重書全体の複写に際しては文庫員の合議による承認を必要とする。利用者自身による一部の撮影については細則（斯道文庫資料閲覧細則）に別途定める。

（翻刻・図版掲載手続き）

第8条 利用者は斯道文庫所管の資料の全体を翻刻してそれを論文や著作等で公表しようとする際、あるいは資料の一部ないし全体の図版を論文や著作等で公表しようとする際には所定の「資料翻刻掲載許可申請書」を文庫長宛に提出して許可を得なくてはならない。

（遵守事項）

第9条 利用者は斯道文庫の利用に際し、次の各号に掲げることを遵守しなくてはならない。

1. 斯道文庫が定めた細則および各種書式に記された諸条件に従うこと
2. 静粛を守ること
3. 飲食をしないこと
4. その他、文庫教職員の指示及び三田キャンパスの諸ルールに従うこと

（破損・紛失および弁済）

第10条 斯道文庫の利用に際して、資料、機器、施設、備品等を故意または過失により破損・汚損・紛失した場合は、利用者はその状況をただちに報告するとともに、その損失を同等の現物もしくは相当の金額で弁済しなければならない。

（利用の禁止）

第11条 文庫長は、本規則を遵守しない者の利用を停止ないし禁止することができる。

（規則の改廃）

第12条 本規則の改廃は、斯道文庫教職員の合議によって決定する。改廃の内容については斯道文庫委員会において報告を行うものとする。

（施行日）

附則 この規則は、2022年2月24日から施行する。

附則 この規則は、2022年5月26日から改訂施行する。